

経営形態の比較検討

I. 地方独立行政法人制度とは（※総務省資料より）

1. 定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

2. 対象業務

①試験研究

②大学の設置・管理

③公営企業に相当する事業の経営（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）

④社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業 等）

⑤その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

※いずれも、
既存組織の移行
だけでなく新設
も想定

3. 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事が認可。

4. 財産的基礎等

- ・出資者は地方公共団体に限る。
- ・設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。

5. 役職員の身分等

- ・業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与。（定款事項＝総務大臣又は都道府県知事が認可）

※公務員型：特定地方独立行政法人

非公務員型：一般地方独立行政法人（「大学」は特例規定により非公務員型とされている。）

- ・設立団体から法人への職員の引継、退手の通算等について、適切に手当て。
- ・理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任。
- ・その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。

6. 目標による管理と評価の仕組み

「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務づけ。

- ・中期目標（3～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
- ・中期計画（ 〃 ）は、法人が作成し、設立団体の長が認可。
- ・年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。
- ・法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。
- ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
- ・設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

} いずれも公表

7. 財務及び会計

- ・原則として企業会計原則による。
- ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認。
- ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

8. 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。
- ・設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。
- ・法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。
- ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。

9. 特例規定（「大学」については略）

①公営企業に相当する事業（公営企業型地方独立行政法人）

- ・中期計画項目として料金を追加。中期計画の認可には議会の議決が必要。
- ・事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。

10. その他

- ・設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。
- ・法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け解散し清算手続を行う。

Ⅱ. 経営形態の特性比較

	地方公営企業	地方独立行政法人（地方公営企業型）
根 拠 法	地方公営企業法、地方自治法	独立行政法人法
組 織 形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した法人格を有しない。 ・管理者は、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関しては、地方公共団体を代表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した法人格を有する。 ・理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。
事業監理権限	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が直接経営する。 ・予算の議決、決算の認定など、議会による議決に基づいて事業運営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人が経営する。 ・設立団体の長が定めた中期目標に基づく中期計画を作成し、事業運営を行う。 ・第三者機関として、地方独立行政法人評価委員会の設置が義務づけられている。
財 務 ・ 会 計	<ul style="list-style-type: none"> ・独立採算を前提とし、地方自治法及び地方公営企業法上の財務会計規定による。 ・長期資金は、地方債である企業債により調達。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立採算を前提とし、原則として企業会計原則による。 ・債権の発行が認められていない。長期借入れも設立団体からの借入れに限って認められている。
人 事	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法が適用される。 ・企業独自の人事制度、給与体系の構築が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・＜公務員型＞では、地方公務員法が適用されるが、＜非公務員型＞では、民間企業における職員と同様の扱いとなる。 ・何れも、独自の人事体系を構築することができる。
公 租 公 課	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性の観点から、消費税等の一部の税を除き、非課税扱いである。 ・電気事業及び工業用水道事業にあつては、固定資産税相当額を、施設所在市町村に交付金として交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性の観点から、消費税など一部の税を除き、非課税扱いである。 ・電気事業及び工業用水道事業において、固定資産税の納付が必要。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・議会において事業の意思決定がなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業型地方独立行政法人の場合、中期目標に加え中期計画の策定にも、議会の議決を経る必要がある。 ・毎事業年度毎に、評価委員会における評価がなされ、議会に報告する。